

○財務省告示第七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年二月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（五年）（第二百二
回）
二 発行の根拠
平成二十三年度における公債の
発行の特例に関する法律（平成
二十三年法律第六号）第二条
第一項及び東日本大震災からの
復興のための施策を実施するた
めに必要な財源の確保に関する
特別措置法（平成二十三年法律
第六十七号）第六十九条第一項
並びに特別会計に関する法律
（平成十九年法律第二十三号）
第四十七条及び第六十二条第一
項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に価格競争入札にお
いて、価格競争入札において

五

方募

イ 入札競争
 ハ 非競争
 ロ 札発行
 国債市場
 特別参加
 者・第I
 非価格競争
 争入札
 及び国

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「競争入札発行」という。）、「競争入札発行」と同時に「場特定参加者」による発行（以下「を定める市場特別参加者」以下「価格競争入札発行」という。）及び「後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者」という。第II非価格競争市場特別参加者・第II非価格競争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高いものからそのうち応募価格を順次割り当てらる。応募額を案分により各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲を割り当てる。

六

イ

発

債 別 参 市
格 第 加 場
入 札 格 Ⅱ 者 特
価 行 札 格 Ⅱ 者 特
入 札 発 行 争 額

非 競 争 入
札 発 行 争 額

額 面 金 額 二 兆 二 千 九 百 六 十 億
 円 額 面 金 額 二 兆 二 千 九 百 六 十 億
 う ち 平 成 十 三 年 度 に お け る
 公 債 第 一 項 の 規 定 に 基 づ け る
 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ け る
 行 した 利 付 金 二 兆 九 百 八 十 億
 面 金 額 十 五 兆 二 千 九 百 八 十 億
 六 百 九 十 五 万 円 東 日 本 大 震 災 施
 か ら の 復 興 の た め の 財 源 の 確 保 に
 す る た め に 必 要 な 財 源 の 確 保 に
 関 する 特 別 措 置 法 第 十 九 条 第
 一 項 の 規 定 に 基 づ け る 額 十 九 兆
 付 国 債 に つ い て は 額 九 千 四 百 三 十 万
 九 百 九 十 九 億 八 千 四 百 三 十 万
 円 特 別 規 定 に 基 づ け る 額 十 四
 十 七 条 の 規 定 に 基 づ け る 額 十 四
 利 付 金 額 十 六 兆 五 千 五 百 八 十 億
 で 六 千 六 百 十 五 億 五 千 五 百 八 十 億
 十 五 万 円 同 法 第 十 二 条 第 一
 項 の 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 千 九 百 九 十 九 億 五 千 二 百 九 十 万
 円 特 別 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 特 別 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 条 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 国 債 に つ い て は 額 十 六 兆 五 千 二 百 九 十 万
 千 九 百 九 十 九 億 五 千 二 百 九 十 万
 円 特 別 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 特 別 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 条 規 定 に 基 づ け る 額 十 六 兆
 国 債 に つ い て は 額 十 六 兆 五 千 二 百 九 十 万
 億 五 千 四 百 万 円 額 十 六 兆 五 千 二 百 九 十 万

十 十
一 一
イ 一
ロ 一
発

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

額 上 額 平 ず 額
面 の 面 成 る の
金 そ 金 二 ° 整
額 れ 額 十 四 数
百 ぞ 百 四 年 倍
円 の 円 年 二 月 金
に の に 二 月 二 額
つ 応 つ き 十 一 金
き 募 募 十 一 額
百 価 百 十 一 金
円 格 円 十 一 額
二 一 錢 一 日 金
錢 以 によるものと

(一) 年 ○
募 入 三
払 込 決 定
金 額 の 通
出 額 に 加
し た 額 を
期 日 に 払
す る 日 に
。 期 日 に
。 期 日 に
。 期 日 に

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募
の に よ 払 入 三
と 規 り 込 決 定
す 算 金 額 の 通
。 出 額 に 加
期 た 額 を
日 金 額 を
に 払 第 算
。 期 日 に
。 期 日 に
。 期 日 に

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 63}{100 \times 365}$$

(二)
の 口 る に
に 座 も 係 発
つ に の る 行
い 記 と 所 時
て 載 し 得 に
は 又 て 税 お
、 は 振 が い
前 記 替 源 て
記 録 口 泉 、
(一) さ 座 徴 そ
の れ 簿 収 の
算 る 中 さ 利
式 も の れ 子

二十 十九 十八 十七 十六 十五
 払 者 入 払 元 償 償 後 第
 込 者 札 場 利 還 還 の 二
 期 参 所 金 金 期 利 期
 日 加 支 額 限 子 以

平成 財務 日本 額 平 平 日 毎
 二 務 本 面 成 利 て を 年
 十 大 銀 金 二 子 、 そ を 六
 四 臣 行 額 十 八 年 支 の 月
 年 大 行 額 八 年 払 の 二
 二 臣 行 額 年 十 日 十
 十 大 行 額 十 日 十 日 日
 一 臣 行 額 十 日 十 日 日
 日 臣 行 額 十 日 十 日 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平
 定 、 次 が 金 と 成 控
 す 号 そ の 銀 額 し 二 除
 期 及 翌 行 を を 、 十 税
 日 第 営 休 支 支 次 四 率
 に 十 業 業 払 払 の 年 乗
 つ 六 日 に 業 日 日 算 六 じ
 つ 号 に 支 支 日 日 式 月 じ
 つ 十 払 払 日 日 式 月 じ
 つ 六 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 号 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 十 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 六 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 号 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 十 日 日 日 日 式 月 じ
 つ 六 日 日 日 日 式 月 じ